

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況

参考資料1

本資料は、平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針「第2 L P ガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目」において、L P ガス販売事業者等が取組を求めている事項について、立入検査による確認、一般社団法人全国L P ガス協会からの報告等を踏まえ、当省においてその実施状況をとりまとめたもの。

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
第2 L P ガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目					
				最近の事故の発生状況及び法令遵守の状況を踏まえ、平成30年度において、次に掲げる4項目をL P ガス販売事業者等に対して要請する。 1. 法令遵守の徹底 2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進 3. 事故防止対策 4. 自然災害対策 特に、事故防止対策については、平成29年の事故発生状況等から、 (1) CO（一酸化炭素）中毒事故の防止対策 (2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策 (3) L P ガス販売事業者等に起因する事故の防止対策 を重点的に対応することを要請する。	【関東東北産業保安監督部東北支部】 ○液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し保安ヒアリングを実施し、保安対策指針についての取組状況等の聞き取りを行った（2018年度は、前年度の立入検査状況等を踏まえて選定した事業者に対し保安ヒアリングを実施）。 【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査時において、法令遵守の徹底を指導する一方、関東液化石油ガス協議会（以下、「関液協」という。）主催の管理者講習会で保安対策指針の内容を説明し保安対策の要請をするとともに、業務主任者講習会において事故事例、立入検査指摘事項等を説明した。 【中部近畿産業保安監督部】 ○中部近畿産業保安監督部は、4月に中部液化石油ガス保安協議会（以下、「中部液協」という。）主催の平成30年度第一回保安技術者会議に出席し、平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について説明し、4項目特に事故防止対策について要請した。また、七協議会の採択事項に基づく「ガス栓カバー設置取組状況調査」、「調整器の期限管理状況調査」、「CO中毒事故撲滅に向けた業務用施設実態調査」及び「ガス放出防止器設置施設数及び高齢者への保安活動についての調査」の結果について報告を受け意見交換した。 ○中部液協は、7月に通常総会と同日に開催される「経営者・保安責任者講習会」に本省ガス安全室長補佐を講師として招き、対策指針の重点項目等の説明を受けた。また、総会では中部液協自らが重点項目を実施する旨、平成30年度保安行動指針を表明した。 ○各県のL P ガス協会は、各種委員会や理事会等で会員への保安対策指針の周知を実施した。 ○中部近畿産業保安監督部は、5月に開催した愛知県L P ガス協会総会に出席し、保安対策指針の各項目の対応を要請した。 ○中部近畿産業保安監督部は、11月に中部液協主催の講習会で講師として参加し、対策指針の各項目の対応を要請した。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○近畿液化ガス保安協議会（以下、「近液協」という。）の保安技術研修会（6月）、業務主任者研修会（10月）の場で、保安対策指針の内容を説明するとともに、法令遵守と保安確保のいっそうの向上について要請を実施した。 ○立入検査時に、自主保安の項目として設定し、ヒアリングを行い、事故防止に努めるよう指導している。 ○当支部ホームページ、SNSで、保安に関する情報を発信している（2018年3月から随時）。
				その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、 ・一般社団法人全国L P ガス協会の「L P ガス安全応援推進運動」 ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議（以下「七協議会連絡会議」という。）の行動基準 等 で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、具体的な取組を行うことが重要である。 また、液化石油ガス販売事業者等が保安業務等を実施する上で、女性職員が点検・調査を実施することで一般消費者等が受け入れやすいといった点や、お客様対応や帳簿管理等といった女性のきめ細かさなどを活かし活躍できるといった視点も踏まえて取り組むことも重要である。	

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
1. 法令遵守の徹底				
			(1) 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等	
			① 経営の基本方針として、法令の遵守、保安の確保を掲げること。	【中部近畿産業保安監督部】 ○中部近畿産業保安監督部が実施する立入検査で法令の遵守状況を確認。講習会等の機会を捉えて注意事項等を伝達。 ※以下の項目についても同様。 【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○各省庁からの要請・依頼等の文書を、各都道府県協会及び直接会員に送付した。 ○各都道府県協会が主体となり、LPガス販売事業者向けに保安講習会等を実施し、保安活動の啓発及び実施に取り組んだ。 ○日本液化石油ガス協議会と共催で保安講習会を開催し保安意識の向上を促した。
			② 経営者自らが保安に対する姿勢を社内外に明確に表明し、保安確保の指導力を発揮すること。	
			③ 経営者の最も重要な役割である保安組織体制の整備及び保安関連予算の確保を図ること。	
			(2) LPガス販売事業者等の義務の再認識	
			① LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、保安機関に対して、保安業務の実施状況について確実に確認を行うこと。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査時において、委託先保安機関との業務委託契約書、契約書に明記すべき事項、結果に関する帳簿記載事項について確認を行った。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○販売事業者と保安機関は、同一の事業者であっても立場が異なる組織であるため、販売事業者（業務主任者）は連絡のあった内容を確認し、不適切な案件に対しては、改善の指示を行うよう指導している。立入検査では、大半の事業者が、連絡内容を業務主任者が確認を行っていた。 【日本ガスメーター工業会】 ○昨年に引きつづき注意喚起文書「マイコンメーターの再使用に関するお願い」を作成し、LPガス販売事業者に周知するため各地のLPガス協会を介して実施した。（2017年7月～2018年10月）。一度使用されたマイコンメーターを取り外して再使用する場合には、その性能を維持するための取扱上の注意が必要である。保安機能が阻害されると事故の発生を防止できなくなる可能性もあり、現場の作業等に関する技術的な注意点を再確認するために作成した。
			② 保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元であるLPガス販売事業者に通知すること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査時において、受託保安業務に関する受託契約書、保安業務の結果に関する帳簿記載事項、緊急時対応記録簿の確認を行った。その際、点検の結果を受けて、講ずべき措置、生ずべき結果の販売事業者への通知がなされているか、念入りにチェックを行った。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○保安機関においては、点検後の連絡は速やかに行い、業務主任者が確認を行った証を残すように指導している。 ○立入検査では、1号、3号、4号業務は、定型の書式で業務主任者の確認を受けるようにしている事業者が殆どである。また2号業務は、システム化されており、正常な場合は定期的に、非常時は即日または一両日中に、ファクシミリまたは電話で連絡をおこなっている。点検結果で不適切な事象は、改善結果の報告をうける書式で対応の記録を保管している事業者が殆どであるが、記録の内容が不明瞭なものは、内容を誰もがわかる記述にするよう指導を行っている。

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			(3) 保安教育の確実な実施	
			① 保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査時において、販売事業者については業務主任者の責務として保安教育計画の立案、実施又はその監督の記録について確認し、保安機関については、保安業務規定に記載した保安教育内容の実施状況について確認を行った。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査では、業務主任者が中心となって保安教育の年間計画を作成し、保安業務を担当するもの全員に実施していることを確認。また、実施記録も残すよう指導している。教育実施日の欠席者についても、別途改めて実施していることを確認している。 【日本ガスメーター工業会】 ○消費者教育用パンフレット「マイコンメーター」（カラーA4、4頁）を改訂し、ホームページを通じて無料でLPガス販売事業者の希望により配布している。2018年には、全国各地の各LPガス協会及びLPガス販売事業者の約350件の要望に応じて29,400部を配布した。
			② 保安教育の実施に当たっては、容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導すること。	【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○立入検査で、保安教育の実施状況を確認している。内容については、事業者の規模のより差があり、講習会などへの参加のみの事業者もある。 【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○日本液化石油ガス協議会の「これならわかる！LPガス設備工事Q&A改訂版」の作成に協力した。
			③ 販売グループの中核となっているLPガス販売事業者等は、グループ内の事業者等に対する保安教育を主導し、保安業務や保安技術を伝承、指導することにより保安レベルの向上を図ること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時の確認では、大手の卸事業者が中心となり、地域の卸事業者クラスに保安教育を行っている模様。 【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○日本液化石油ガス協議会が作成した「供給開始時等マニュアル&保安業務における疑問・問題点第3次改訂版」を保安教育資料等として活用を促した。
			④ 経済産業省が実施する地域保安指導事業において開催する保安講習会等に積極的に参加すること。	【関東東北産業保安監督部東北支部】 ○東北支部と東北液化石油ガス保安協議会（以下、「東液協」という。）が共催する平成30年度業務主任者等保安研修会の講師として、①全国の2017年LPガス事故の状況、東北支部管内の2018年LPガス事故の状況、②東北支部管内の2017年度立入検査での指摘事項等について講義した。

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
				(4) 販売所・営業所単位での保安確保	
				① LPガス販売事業者は、販売所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者として、業務主任者とともに、保安確保への取組を確実に実践すること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において改善が必要な事項があった場合は、保安責任者から報告を求めている。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○近液協の保安技術研修会（6月）、業務主任者研修会（10月）の場で、事故事例の紹介、立入検査の結果を説明し、保安業務のあり方について説明した。また、2017年に発生した事故事例を用い、事故対応、行政措置を業務主任者が考えるスタイルの講習を実施。事業者の保安教育で活用できる資料を提供した。
				② LPガス販売事業者は、業務主任者の職務・役割の社内規程類への明示による明確化等、実効的に機能する体制の整備を図ること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において業務主任者の職務を実施しているか確認した。
				③ 販売所・営業所において法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めるとともに、内部監査の充実を図ること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において、指摘事項の多い事業者に対しては、保安確保を販売所任せにせず、本社主導による保安確保を図るとともに、業務主任者にその職務を全うさせるよう要請した。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時に内部監査の実施の有無、体制、実施時期及び内容について聴取している。
				(5) 事業譲渡時の保安業務の確実な実施	
				① 事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況（配管等の設置状況等を含む。）を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保し、保安業務を実施すること。	【関東東北産業保安監督部】 ○一部承継（譲受）の案件について相談を受けた際は、承継前に保安台帳が遺漏無く引き継がれ、前販売事業者による帳簿記載、供給設備及び消費設備が技術基準に適合しているか等を確認し、承継後に技術基準不適合とならないよう注意した。
				② 譲渡後も緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をすること。	

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
				(6) バルク貯槽等の20年検査に向けた体制整備	
				① LPガス販売事業者は、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る液石法施行規則、告示及び通達並びに高圧ガス保安協会規格を確認し、20年検査に関する具体的な計画を策定し、その推進を図ること。	【関東東北産業保安監督部】 ○バルク貯槽の20年検査問題については、撤去・ガス回収作業等の非定常作業における事故発生リスクの増加、撤去後の廃棄（容器一時置場確保）の問題を懸念しているところ。数年前から関液協が中心となり、業務主任者講習会において、当概問題については、各社前倒しで対応を行うよう周知を図っているところ。関液協の理事役員会の講演会においても周知を図った。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時に、バルクの設置状況をヒアリングし、計画的に着手するよう説明している。 ○日本エルピーガスプラント協会主催の講習会にて、保安行政について説明を行った。また、関西では、告知検査のピークと国際博覧会のための工事が重複することが予想されるため、早期からバルク告知検査の計画を行うようアドバイスした。 【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○本検査を円滑かつ安全に行うため、関係業界団体と連携し、正会員に検査にあたっての保安教育や残ガス調整等の注意喚起を行った。
				② 告示検査期限を迎えるに際し、全国で対象となるバルク貯槽等が増加することにより、関係業者の手配が困難になる場合も考えられることから、期限に余裕をもって対応を行うこと。	
				③ バルク供給先において周辺環境に変化が生じ、搬出が困難な場所も見受けられることから、LPガス販売事業者は保安の確保に留意しつつ、その搬出作業については労働災害の発生の防止、社会的に大きな影響を及ぼす重大事故の発生が無いよう、細心の注意を払うこと。	【中部近畿産業保安監督部】 ○中部近畿産業保安監督部は、LPガス販売事業所のバルクリプレース工事に立会い、使用済みのバルクの搬出及び新しいバルクの搬入等の工事を安全に実施していることを確認した。
				④ LPガス販売事業者は、自社の従業員のみならず、20年検査への対応に関係する工事事業者、運送事業者に対し、LPガス事故防止に努めるよう保安教育を積極的に実施し、事故防止の徹底に努めること。	

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進					
				(1) 組織内のリスク管理の徹底	
				現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図ること。その際、自主保安活動チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用すること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時に、追加調査事項としてリスクマネジメントの考え方の導入についてヒアリングを実施し、自主保安の高度化に努めるよう指導している（マネジメントシステムの導入、経営者のコミットメントなど、リスクアセスメントの実施、自主保安活動の自己診断、診断・改善の継続実施実施の仕組みについての状況を設定）。 【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○自主保安活動チェックシートの提出状況：平成30年度；88.8%（2013年度；56.1%（年度途中から実施））
				(2) 集中監視システムの導入等による自主保安活動の推進	
				平成28年度より液化石油ガス法に基づく認定液化石油ガス販売事業者の認定要件を緩和・細分化するとともに、追加要件（例えばCO警報器が設置され、CO警報器連動遮断であることなど）を満たす場合、緊急時対応及び点検・調査頻度を更なる緩和を措置したことを踏まえ、より一層の安全確保の観点から、一般消費者等における保安管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。集中監視システムの検討に際しては、通信システム・ネットワークにおけるサイバーセキュリティの確保や、大幅に機能アップし、国際標準化された通信規格を搭載したマイコンメーターと通信端末に配慮する事が望ましい。 （参考） ・平成28年度より認定液化石油ガス販売事業者の認定要件を緩和・細分化し、旧制度の要件の70%に加えて、第1段階として50%を追加。第1段階の認定事業者に対しては緊急時対応の特例を付与。現行認定液化石油ガス販売事業者の高い保安実績（過去10年間の死亡事故ゼロ）を踏まえ、集中監視システムを導入する消費者について、第2段階として、例えばCO警報器が設置され、CO警報器連動遮断であるなどの追加要件を満たす場合、緊急時対応、点検・調査頻度を緩和。 ・旧型の膜式マイコンメーターから超音波式マイコンメーターに代わることで、ガス流量の検知時間を1時間から約2分に短縮し流量測定の高精度性を担保、外部への通信速度の48倍増加、電池消費を大幅な削減等を実現。また、スマートメーター用無線国際標準規格に準じたU-Bus通信等に対応した集中監視システムとマイコンメーターを組み合わせることで、高速データ通信が可能となり、確実な集中監視システムの構築が実現可能。	【関東東北産業保安監督部】 ○集中監視システムは、容器残量の詳細な把握、ガス漏れ警報器との連動による通報、外部からの緊急遮断等、LPガス供給の高度化に資するものとして、導入を推進しているところ、立入検査時に設置状況についてヒアリングしている。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○兵庫県伊丹市で開催された、ガス・スマートライフ展2018（主催者：NPO法人テレメータリング推進協議会）に出席し、保安行政について講演した。また、最新機器や取り組みなどの情報収集を行った。 【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○日本液化石油ガス協議会が作成した「保安高度化に向けた取り組みHOW TO 集中監視システム」を販売し、保安教育資料等として活用を促した。

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
3. 事故防止対策				
(1) CO中毒事故の防止対策				
① 業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策				
A. 業務用厨房の関係者に対する周知				
			(ア) 換気（給気及び排気）が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズムや業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみなならず来店者をも巻き込むこと等について対面により説明し、換気や清掃・メンテナンスの重要性について、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すこと。	【関東東北産業保安監督部】 ○ホームページで「ガス機器に係る一酸化炭素中毒事故が頻発しております（注意喚起）」、「食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）」を掲載した。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○当支部のホームページ、SNSで「飲食店の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。 ○販売事業者、保安機関へのヒアリング以外に、事故の当事者（起因者、被災者）への呼びかけとして、商工会議所、商工会連合会の会報誌に注意喚起を掲載依頼。 〔依頼先〕大阪商工会議所（5月） 〔掲載内容〕CO中毒防止、他工事事故防止、火気と容器の保安距離のほか。今後は質量販売も依頼予定。 【高圧ガス保安協会】 ○保安専門技術者養成講習のCO中毒事故防止技術に於いて、CO中毒事故の発生メカニズム、業務用換気警報器の有効性等を講習しCO中毒事故防止に務めている。
			(イ) 定期消費設備調査等の機会に、業務用厨房機器の設置環境や使用状況を確認し、業務用厨房の所有者、従業員、アルバイト等に対し、ガス機器、レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃、修理等の定期的な清掃・メンテナンスの必要性を働きかけること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○当支部のホームページ、SNSで「飲食店の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。 ○販売事業者、保安機関へのヒアリング以外に、事故の当事者（起因者、被災者）への呼びかけとして、商工会議所、商工会連合会の会報誌に注意喚起を掲載依頼。 〔依頼先〕大阪商工会議所（5月） 〔掲載内容〕CO中毒防止、他工事事故防止、火気と容器の保安距離のほか。今後は質量販売も依頼予定。
			(ウ) めんゆで器の排気口を閉塞したことによるCO中毒事故の対象となったメーカー製のめんゆで器（同一型式及び類似型式）であって、まだ対策が取られていないものを発見した場合は、その使用者に対しメーカーの対応を紹介し、対策を促すこと。	
B. 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進				
			業務用厨房の使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を引き続き継続すること。	【日本液化石油ガス協議会】 ○七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を行動基準の一つとしており、2018年12月末現在、普及率は69.2%（全193社中 回答率100%）。 【ガス警報器工業会】 ○ガス警報器工業会は、2018年4月から3年計画で進めているリメイク運動（ガス警報器設置・交換運動）の目標項目に、新たに「業務用換気警報器設置率の向上：設置率100%」を定め、業務用換気警報器・CO警報器の設置促進の広報活動を行った。また、リメイク運動表彰において、2018年度から「業務用換気警報器設置率部門」を新たに設け、業務用換気警報器の設置に貢献した都道府県LPガス協会に対し、感謝状を授与した。

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
		② ボイラーにおけるＣＯ中毒事故の防止対策		
			(ア) ホテル・旅館・学校においては、厨房だけでなくボイラーにおけるＣＯ中毒事故が発生していることから、引き続き、ホテル・旅館等に対する周知活動を通じて、注意喚起を継続的に実施すること。	
			(イ) ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・ＣＯ警報器の設置の促進を継続的に実施すること。	【中部近畿産業保安監督部】 ○中部近畿産業保安監督部は、中部液協が主催する第２回保安技術者会議に出席し、各社が中部液協の目標である業務用換気警報器の設置100％に達成しているか、達成していない場合の課題についてヒアリングした。 【一般社団法人 全国ＬＰガス協会】 ○ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの設置箇所を含む業務用厨房施設において業務用換気警報器・ＣＯ警報器の設置率は、2018年３月末で50.1％（2017年３月末48.4％）。
		③ 住宅におけるＣＯ中毒事故の防止対策		
			(ア) 長期間使用していないガス機器を使用するときには排気筒に異常がないかを確認した上で使用するよう、様々な機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○兵庫県で発生したＣＯ中毒事故（2017年１月30日発生。塗装業によるＣＯ事故，豊岡市が記者会見済み）をはじめ、他工事による事故について、商工会議所、商工会連合会にて説明し、会員の不利益除去及び事故防止の目的で会報誌に注意喚起を掲載依頼。 〔依頼先〕大阪商工会議所 〔掲載内容〕ＣＯ中毒防止、他工事事故防止、火気と容器の保安距離のほか。今後は質量販売も依頼予定。
			(イ) 不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器については、製造事業者等による点検を受けるよう、定期消費設備調査等の機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において、不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器・風呂釜の設置状況について帳簿の確認を行うとともに、古いガス機器の使用については一般消費者へ注意喚起するとともに買換が促進されるよう要請を行った。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○兵庫県で発生したＣＯ中毒事故（2017年１月30日発生。塗装業によるＣＯ事故，豊岡市が記者会見済み）をはじめ、他工事による事故について、商工会議所、商工会連合会にて説明し、会員の不利益除去及び事故防止の目的で会報誌に注意喚起を掲載依頼。 〔依頼先〕大阪商工会議所 〔掲載内容〕ＣＯ中毒防止、他工事事故防止、火気と容器の保安距離のほか。今後は質量販売も依頼予定。
		④ 学校、福祉施設等におけるＣＯ中毒事故の防止対策		
			学校、福祉施設等において、オープン等の業務用調理機器を使用する場合のＣＯ中毒事故が発生していることから、調理等を行う際は、不完全燃焼によるＣＯ中毒事故に十分注意すること。特に、業務用施設等の使用者、所有者に対してＣＯ警報器及び業務用換気警報器の設置を促進すること。	

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策	
			① 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上	
			一般消費者等が正しいL Pガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。 ・一人住まいの老人・高齢者宅、身体の不自由な消費者宅を訪問し、こんろを始めとする消費機器の安全点検等の実施 ・一人暮らしの大学生、サラリーマン、高齢者、介護関係者等に対しては、ワンポイントで具体的な事故事例をわかりやすく提示する等、事故防止に向けた注意喚起の実施 ・コンロ清掃・料理教室等のイベント、町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓練などの地域貢献活動等による消費者との接点の強化 ・事故事例を身近な事例として認識してもらうため、経済産業省のホームページに公表されている実際の事故事例等の活用	【関東東北産業保安監督部東北支部】 ○L Pガス消費者保安月間においては、消費者の保安啓発活動に取り組むよう、東北支部管内の液化石油ガス販売事業者及び保安機関並びに東液協に対して、文書を発出し、周知した。 【関東東北産業保安監督部】 ○一般財団法人L Pガス振興センター主催の関東地方液化石油ガス懇談会に出席し、消費者団体にLPガス安全管理のポイント（機器のメンテナンス・安全な消費機器・誤開放防止等）について説明した。 【中部近畿産業保安監督部】 ○中部近畿産業保安監督部は、中部液協が主催する第2回保安技術者会議に出席し、各社の高齢者世帯への保安特別活動の進捗状況をヒアリングした。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○当支部のホームページ、SNSで「ご家庭の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。 ○（一社）L P振興団の消費者懇談会において、L P事故の情報とL Pガスを使用時の注意喚起を説明（10月）。 【参集者】各府県消費者の団体（L P振興団が参集）、各府県L P協会役員、各府県消費者関係部署担当者。 【中国四国産業保安監督部】 ○岡山県L Pガス協会では、イラストを多く使い、文字フォントを大きくして高齢者に分かりやすい内容のものとした高齢者用啓発パンフレットを作成し、協会会員に配布した。 ○中国液化石油ガス保安連絡協議会（以下、「中国液協」という。）では、岡山県L P協会の了解を得て、協会作成の高齢者用啓発パンフレットを協議会名で印刷発行し、協議会会員に配布した。 【中国四国産業保安監督部四国支部】 ○「平成30年度四国地方液化石油ガス懇談会」において、L Pガス事故発生状況について説明し、注意喚起を行った。 【L Pガス安全委員会】 ○兵庫県L Pガス協会、岡山県L Pガス協会、石川県エルビーガス協会による消費者保安啓発支援事業に於いて高齢者宅、独居老人宅を重点に訪問点検を実施し地道な保安啓発を行うことによりL Pガス事故の撲滅に努めている。 【一般社団法人 全国L Pガス協会】 ○L Pガスを安全に使用するためにパンフレットを作成し、L Pガス販売事業者を通じて一般消費者等に配布した。 【一般社団法人 日本ガス石油機器工業会】 ○全国婦人地域団体連絡協議会主催の「安全セミナー」「防災学習会」で計14か所、各地消防婦人防災会の講習で12か所でガスコンロを主体としたガス機器の事故事例と安全な使い方を説明した。 【日本ガスメーター工業会】 ○消費者教育用パンフレット「暮らしの安全を守るガスメーター」（英語・スペイン語・ポルトガル語版）及び（タガログ語・中国語・朝鮮語版）を無料で要望に応じて配布している。2018年には、全国のL Pガス販売事業者の要望でそれぞれ約800部を配布した。 ○L Pガス消費者保安啓発活動としてマイコンメーターの安全機能と遮断復帰方法を周知する漫画を使ったチラシ（A 4 両面カラー）を無償提供している。2018年には、全国のL Pガス事業者を介して86万部のチラシを消費者に配布した。
			② 安全な消費機器の普及促進	
			安全装置付き風呂釜、S iセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進すること。 （注）S iセンサーコンロとは、全ての火口に「調理油過熱防止装置」、「立ち消え安全装置」、「消し忘れ消火機能」等の機能を装備したもの。	【一般社団法人 日本ガス石油機器工業会】 ○特にガスコンロ火災防止とS iセンサーへの取替えを目的に、総務省防庁、東京消防庁と連携し、春と秋の火災予防週間に合わせて、全国の消防庁にそれぞれ約10万枚「ストップコンロ火災チラシ」を配布した。S iセンサーコンロの出荷累計台数は12月末現在で約3,770万台となった。

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			③ 誤開放防止対策の推進	
			(ア) ガス器具が接続されていないガス栓のつまみを間違っ	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○当支部のホームページ、SNSで「ご家庭の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。 【日本液化石油ガス協会】 ○七協会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としてのガス栓カバーの普及促進」を行動基準の一つとしており、2018年12月末現在で、完了が13.5%、推進中が87.6%（全193社中 回答率100%）。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時に、事故事例を説明し、不要な設備は撤去するなどの措置を指導した。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○当支部のホームページ、SNSで「ご家庭の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。
			てしまうことを防止するため、ガス栓のつまみ部分に被せる「ガス栓カバー」の設置を促進すること。	
			(イ) 誤開放防止対策の一環として一口ガス栓への切り替えを検討すること。	
			(ウ) ガス栓の先にガスコンロ購入時に付属しているホース口保護用のプラスチックキャップまたは保護キャップが取り付けられている場合や、ビニールテープ等が巻き付けられている場合は取り外し、ゴムキャップを挿入すること。また、ゴムキャップが正しく挿入されていない場合は改善すること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○当支部のホームページ、SNSで「ご家庭の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。
			④ ガス警報器の設置の促進等	
			LPガスの漏えいに起因する事故の防止には、ガス警報器の設置が効果的であることから、ガス警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むこと。	【関東東北産業保安監督部】 ○講習会や立入検査時において、告示による警報器設置義務施設については、確実に設置し、期限管理を行うよう指導しているほか、継続使用時間遮断機能が無い大型SB型マイコンメーター設置の業務用施設では、立ち消えによるガス漏れや爆発が懸念されるため、ガス漏れ警報器連動遮断を導入するよう指導している。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○当支部のホームページ、SNSで「ご家庭の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。 ○立入検査時に、追加調査事項として安全器具等設置についてヒアリングを実施し、自主保安の高度化に努めるよう指導している（ヒューズガス栓、ガス栓カバー、ガス漏れ警報器、CO警報器の設置状況と今後の取組をヒアリング）。 ○警報器の設置については、火災警報器と一緒に取り付けるなど工夫をを提案（火災警報器は義務であるため）。 【ガス警報器工業会】 ・ガス警報器の設置率は、2018年3月末現在で、共同住宅89.7%、一般住宅71.7%（一般社団法人全国LPガス協会調べ）。 ・ガス警報器工業会は、2018年4月から3年計画で実施する新たなリメイク運動（ガス警報器設置・交換運動）の活動方針に基づき、ガス警報器の設置率向上及び期限切れ警報器の一掃が図られるように広報活動等を行った。なお、2018年度からの運動では、「やっぱりすすめて良かったガス警報器 更なる普及を目指します」をスローガンの下、リメイク運動を進めた。特に、期限切れ警報器の一掃については、新たに数値目標（5年経過率（2017年3月現在）10.4%を半減する）を定め、期限切れ一掃の強化を図った。
			⑤ 消費設備調査の推進	
			(ア) 消費設備調査は法定事項であるが、普及啓発の重要な機会としてとらえ、以下のような工夫を図りながら、一般消費者等に対するLPガスの理解増進を図ること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○当支部のホームページ、SNSで「ご家庭の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。 【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○外国人がLPガスを安全に使用するためのパンフレット（英語、中国語、ポルトガル語）を作成し、LPガス販売事業者を通じて外国人の一般消費者等に配布した。
			(イ) 消費設備調査を拒否する一般消費者等に対しては、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものであることから、事故事例の紹介の他、集合住宅の場合には管理人の理解を得ること等、一般消費者等の理解を得られるよう工夫をこらして実施すること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において、消費設備調査を拒否する一般消費者等について理解を得られるよう工夫をこらして実施しているか確認し、承諾を得られなかった場合の対応についても確認を行った。

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
				(ウ) 消費設備調査のために3回以上訪問したが、不在により実施できなかった場合には、一般消費者等による「調査拒否」として取り扱うことができる。ただし、一般消費者等への点検調査日時の事前連絡、一般消費者等の都合の良い調査日時の設定、及び前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすように努めること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において、不在等により消費設備調査が実施できなかった場合について、工夫して実施しているか再訪問の記録を確認した。
				(エ) 定期消費設備調査に際しては、適切な場所に消費設備が設置されているか確認すること。	
				(オ) 消費設備調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、放置せず、都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応すること。	
				(カ) 学校、公民館等の公共施設は、ひとたび事故に至ると大惨事になりかねないことから、設備の期限管理等について、設備（供給設備を含む。）を所有する自治体をはじめ公共施設の関係者に理解、協力すること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において、学校、病院等、ガス漏れ警報器の設置義務施設は、その期限管理を徹底し、期限内交換が出来るよう関係者の理解を得るとともに協力するよう説示した。
		⑥ リコール対象品等への対応			
				消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。）に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。また、経済産業省のリコール情報に掲載されているガス機器に関する所有者情報を有している場合には、ガス機器製造事業者に対して情報提供などの協力を努めること。 なお、LPGガス販売事業者等は、リコール製品への対応を図る観点からガス機器製造事業者と連携を図ること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○近液協の保安技術研修会及び業務主任者研修会において、「リコール未対策品による重大製品事故の発生状況」（産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会資料）を基に注意喚起し、リコールへの対応を促した。 ○立入検査時においてリコール製品への対応状況についてもヒアリングし、安全な機器の使用を促すよう指導している。 ○当支部のホームページ、SNSで「ご家庭の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。 【一般社団法人 全国LPGガス協会】 ○不具合品の回収への対応について、会員に対して周知徹底を依頼した。
		⑦ 長期使用製品安全点検制度への協力			
				LPGガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品について、一般消費者に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はリーフレット等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。保安点検・調査時等に、自社が販売した製品で、対象製品にもかかわらず所有者情報の登録がされていない可能性がある場合には、所有者票の代行記入を含め、登録率向上に向けた対応を図ること。また、自社が販売した製品ではない場合においても、積極的に所有者票の代行記入等の協力を努めること。 なお、LPGガス販売事業者等は、登録率向上に向けてガス機器製造事業者と連携を図ること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○近液協の保安技術研修会（6月）及び業務主任者研修会（10月）、消費者懇談会（10月）において、「経過期間別の経年劣化が原因とみられる事故の発生状況」（産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会資料）を基に注意喚起し、長期使用製品安全点検制度への理解を促した。 【LPGガス安全委員会】 ○各都道府県LPGガス協会に「長期使用製品安全点検制度」チラシを168,000枚印刷配布により消費者登録の推進を促している。HP上でもビデオによる啓蒙活動を実施。 【一般社団法人 全国LPGガス協会】 ○長期使用製品安全点検制度の所有者登録向上に向けた対応として、会員宛の保安動向資料に掲載するなど、あらゆる機会をとらえて都道府県協会を通じてLPGガス販売事業者等に注意喚起した。 【一般社団法人 日本ガス石油機器工業会】 ○ガス機器の「法定点検がスタートしました」チラシを県協会の保安講習会や消費者対象の各講習会に配布し、本格的に始まる特定保守製品の法定点検と所有者登録を周知・啓発した。 ○昨年に引き続き、全国LPGガス協会から都道府県LPGガス協会へ、定期設備点検時にチラシ配布によるストック品の所有者登録を依頼し、1～12月で約500枚のハガキを回収した。

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			(3) L P ガス販売事業者等に起因する事故の防止対策	
			① 供給管・配管の事故防止対策	
			(ア) 埋設管は、腐食しにくいポリエチレン管（P E 管）等への取り替えを促進すること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において、埋設管の維持管理状況について聴取を行った。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○埋設供給管に係る漏えい試験の適切な実施について注意喚起を行った。 ○立入検査時に、埋設管の配置、管種などの把握状況についても確認を行っている。
			(イ) 他工事業者による埋設管破損を防止するため、L P ガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にL P ガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、一般消費者等のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと（本年2月、厚生労働省、国土交通省を含め、他工事事故防止の徹底を要請済）。また、酸欠事故防止に向けた対応を図ること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時に、他工事業者に対して、周知や連絡先を明確に示すよう指導（集団供給では、ボンベ庫の標識の掲示方法、連絡方法をわかりやすくするなど）。 ○販売事業者、保安機関以外に商工会議所、商工会連合会の会報誌に注意喚起を掲載依頼（大阪商工会議所）。 〔依頼先〕大阪商工会議所。 〔掲載内容〕C O 中毒防止、他工事事故防止、火気と容器の保安距離、質量販売、長期製品ほか。 ○当支部ホームページ、S N S で注意喚起を行っている。（S N S は、時季に合った内容で発信。） 【中国四国産業保安監督部】 ○岡山県L P ガス協会では、他工事による埋設管損傷事故の未然防止を図るため、「埋設管表示シール」を作成し、協会会員の活用を支援したほか、他県の協会等に対しても当該表示シールの活用を案内した。 ○中国液協では、岡山県L P ガス協会が作成した「埋設管表示シール」の活用を協議会会員に促し、埋設現場での表示を積極的に展開した。
			(ウ) 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。	

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			② 機器の事故防止対策	
			(ア) 調整器、高圧ホース等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。また、マイコンメーター、警報器等は事故を未然に防ぐ保安機能を有していることから、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において、マイコンメーター、警報器、調整器、高圧ホース等について期限管理について聴取するとともに、これら機器の期限管理の徹底及び期限内の交換を要請している。 【中部近畿産業保安監督部】 ○中部近畿産業保安監督部は、中部液協が主催する第2回保安技術者会議に出席し、各社の調整器の期限切れゼロの目標の達成状況及びガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホースの設置率の向上状況についてヒアリングした。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時に現場を確認し、事故事例を説明し、期限管理と、設備の管理を徹底し、事故防止に努めるよう指導を行っている。 【日本液化石油ガス協議会】 ○七協議会連絡会議では「事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を行動基準の一つとしており、2018年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、0.98%（全193社中 回答率100%）。
			(イ) 充填容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実にすること。特にLPガス販売事業者に起因する作業ミス等の事故で多くを占めるガスメータの交換時の施工不良等による漏洩を防ぐため、施工後に漏洩状況の確認等を適切に行うこと。	
			(ウ) 閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充填容器等の撤去を確実に進めること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時、事故報告事などで、使用がない消費先から容器を回収するよう指導している。
			(エ) 末端ガス栓に「ねじガス栓」を使用したことを原因とする誤開放事故が発生していることから、末端ガス栓は、原則としてつまみに押し回し機構（ロック機構）がある「可とう管ガス栓」を用いること。	
			(オ) 浸水による機器の腐食や故障を原因とした事故を防ぐため、水害により水没した機器類は、そのまま使用せず確実に交換すること。	
			(カ) 自動切替式調整器の予備側にLPガス容器を接続せずにガスを供給したことを原因とするガス漏れ事故が発生していることから、必ず予備側にもLPガス容器を接続する。LPガス容器を1本のみ接続して使用する場合は、予備側の高圧ホースを外してプラグをはめるなどの設備改善を行うこと。	
			③ バルク供給に係る事故防止対策	
			これまでに発生したバルク供給での事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、安全弁の交換作業マニュアル等を活用することにより作業手順の確認を十分に行い、事故防止の徹底を図ること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時に、バルクの設置状況をヒアリングし、20年告知検査時には事故発生の可能性が増えることが想定されるため、計画的に着手するよう説明している。

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
			(4) その他	
			① 質量販売に係る事故防止対策	
			(ア) 質量販売に関する事故が発生していることから、質量販売に際しては、法令遵守を徹底し、供給開始時調査や定期消費設備調査及び14条書面交付について、確実に実施すること。また、質量販売先の一般消費者等に対し、質量販売に係る事故防止のためのリーフレット等により周知を確実に実施すること。	【関東東北産業保安監督部】 ○立入検査において、書面交付、供給開始時消費設備調査について確認するとともに引き取り状況も確認を行った。 【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時に質量販売の容量、使用目的、販売形態、消費設備の点検状況等を聴取。さらに、質量販売での保安業務が保安業務規程に記載されているか、14条書面の交付時に消費者に対しての使用上の注意を促しているかを聴取している。 ○当支部のホームページ、SNSで「質量販売者向け、キャンプ場等でLPガスを使用するお客様へ、屋外やイベント会場でLPガスを消費するお客様へ」で質量販売についての注意喚起を実施している。キャンプ場等、屋外やイベント会場版は、本省HPからリンク貼りで対応。 【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○日本液化石油ガス協議会が作成した「LPガス質量販売解釈マニュアルおよびQ&A」を販売し、保安教育資料等として活用を促した。
			(イ) LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。	【関東東北産業保安監督部東北支部】 ○山小屋等の特則承認事務について、適正に執行した。 【関東東北産業保安監督部】 ○山小屋等の特則承認事務について、適正に執行した。
			② 積雪又は除雪ミスによる事故防止対策	
			積雪寒冷地での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、供給設備の点検を確実に実施し、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。特に、容器と調整器を直接接続した設備で調整器の折損事故が発生していることから、雪囲いなどの対策が難しい設備においては、新設時や設備交換時に調整器を配管に接続する設備に変更するか、調整器を折損式ガス漏れ防止機能付に変更することが望ましい。	【北海道産業保安監督部】 ○ホームページに掲載している「雪によるLPガス事故の発生防止について（注意喚起）」の内容を2019年1月に更新した。 【関東東北産業保安監督部東北支部】 ○東北支部のホームページに「雪害によるガス事故発生防止について（注意喚起）」を掲載した。
			③ LPガスタンクローリに係る事故防止対策等	
			LPガスタンクローリに係る安全を確保するため、LPガスタンクローリ事故防止委員会（事務局：高圧ガス保安協会）による一斉点検事業（毎年8～9月中旬実施）を活用することにより、事故の未然防止の徹底に努めること。	

「平成30年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
4. 自然災害対策					
				（１）「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」（平成２４年３月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書）及び「ＬＰガス災害対策マニュアル」（平成２５年３月経済産業省及び高圧ガス保安協会、平成２９年９月改訂）を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。特に、地震、水害等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置を徹底すること。	【中部近畿産業保安監督部近畿支部】 ○立入検査時に事業者にて「転倒防止のためのチェーンの二重掛け（ベルトの二重掛け含む）」「ガス放出防止型高圧ホース」の設置状況と今後の導入計画を聞き取りを実施している。 ○台風の到来前に、当支部SNSで「ご家庭の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」で注意喚起を実施している。 【中国四国産業保安監督部】 ○岡山県ＬＰガス協会では、平成30年７月西日本豪雨災害により、大量のＬＰガス容器が河川等に流出したことを踏まえ、協会会員に対して再発防止を促した。また、他団体等の要請に基づき出前説明を実施した。 ○中国液協では、協議会開催の研修会等において、平成30年７月西日本豪雨災害による大量のＬＰガス容器の流出事案について情報共有し、協議会会員事業所における再発防止に向けた取り組みを支援した。 【高圧ガス保安協会】 ○保安専門技術者養成講習の「ＬＰガス災害対策マニュアル」講習に於いて、西日本豪雨における容器の鎖またはベルトの二重掛けによる容器の流出防止策と、ガス放出防止型高圧ホースの設置促進を推進している。 【一般社団法人 全国ＬＰガス協会】 ○公共施設等への説明資料として「災害にも強いＬＰガス導入事例集」の活用を促した。 ○災害に強い分散型エネルギーの住宅を紹介した「ＬＰＧＡＳ ＳＴＹＬＥ」を作成し、全国の郵便局等にて配付した。 【日本液化石油ガス協議会】 ○七協議会連絡会議では「ガス放出防止器（ガス放出防止型高圧ホース）の設置数の調査」を行動基準の一つとしており、2018年12月末現在の設置率は69.8%（全193社中 回答率100%）。
				（２）熊本地震を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、上記マニュアルを一部改訂したところであり、災害発生時においては同マニュアルに基づいた取組を着実に実施すること。	
				（３）仮設住宅におけるＬＰガスの供給に係るＬＰガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びＣＯ中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について、特に留意して取り組むこと。	